

## 天皇杯全日本サッカー選手権大会 開催規程 改訂について

改訂前	改訂後
<b>&lt;目的&gt; 消費税摘要にあたっての改訂</b>	
<p>第13条 本大会のチーム参加申込みは次の通りとする。 5 参加料は50,000円とし、納入した参加料は理由の如何に拘らず返却しない。</p>	<p>第13条 本大会のチーム参加申込みは次の通りとする。 5 参加料は50,000円(税別)とし、納入した参加料は理由の如何に拘らず返却しない。</p>
<p>第27条 J1、J2クラブに限り、旅費・宿泊費の補助として、下記の基準にて本協会が支払う。 1 J1クラブ 1試合につき500,000円支払う。 2 J2クラブ 1試合につき250,000円支払う。</p>	<p>第27条 J1、J2クラブに限り、旅費・宿泊費の負担として、下記の基準にて本協会が支払う。 1 J1クラブ 1試合につき500,000円支払う。 2 J2クラブ 1試合につき250,000円支払う。</p>
<p>第28条 チーム強化費として、出場チームに下記の基準にて本協会が支払う。 1 上位入賞チーム 優 勝 100,000,000円 (税込み) 準優勝 50,000,000円 (税込み) 第3位 20,000,000円 (税込み 1チームあたり) 第4位 10,000,000円 (税込み 準々決勝敗退 1チームあたり) 2 勝利チーム (次戦への準備金として) 1・2回戦 500,000円 (税込み) 3回戦以降 1,000,000円 (税込み)</p>	<p>第28条 チーム強化費として、出場チームに下記の基準にて本協会が支払う。 1 上位入賞チーム 優 勝 100,000,000円 (税別) 準優勝 50,000,000円 (税別) 第3位 20,000,000円 (税別 1チームあたり) 第4位 10,000,000円 (税別 準々決勝敗退 1チームあたり) 2 勝利チーム (次戦への準備金として) 1・2回戦 500,000円 (税別) 3回戦以降 1,000,000円 (税別)</p>

天皇杯全日本サッカー選手権大会 試合運営要項 改訂について

改訂前	改訂後
-----	-----

<目的> ベンチ入できる人数の改訂 : 役員 6名 → 7名

<p>第 18 条〔参加申込選手の人数とベンチ入できる人数〕</p> <p>①本大会の参加申込選手の人数は、1 チーム 30 人以下とする。 ベンチ入りする役員は事前に登録をすませなければならない。</p> <p>②ベンチ入りできる人数は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 1 回戦は選手 5 名、事前に登録された<b>役員 6 名</b></p> <p>(2) 2 回戦以降は選手 7 名、事前に登録された<b>役員 6 名</b></p> <p>なお交代できる選手は 3 名までとする。</p>	<p>第 18 条〔参加申込選手の人数とベンチ入できる人数〕</p> <p>①本大会の参加申込選手の人数は、1 チーム 30 人以下とする。 ベンチ入りする役員は事前に登録をすませなければならない。</p> <p>②ベンチ入りできる人数は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 1 回戦は選手 5 名、事前に登録された<b>役員 7 名</b></p> <p>(2) 2 回戦以降は選手 7 名、事前に登録された<b>役員 7 名</b></p> <p>なお交代できる選手は 3 名までとする。</p>
---	---